

令和4年度 多治見市任期付職員 採用試験受験要項（11月試験）

多治見市職員採用試験について

第1次試験の基礎能力検査は、従来の公務員試験とは違い、言語面・数理面の基礎能力を問うものです。公務員試験の対策をしていない方でも受けやすい試験となっています。

新型コロナウイルス感染症予防について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、採用試験の日程、会場等が変更される場合があります。その際は、市ホームページでお知らせしますので、定期的にご確認ください。
- ・会場では定期的な換気とアルコール消毒液の設置をします。
- ・受付時の本人確認以外は、マスクの着用をお願いします。
- ・マスクは、ご自身でのご用意をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。また、試験当日は、自宅等で体温を測って来てください。発熱、咳などの風邪症状がある方は、受験を控えていただくようお願いします。

※なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。体調管理について、徹底の上、試験に臨まれるようお願いします。

1 募集の概要

1 名簿登録期間

多治見市任期付職員名簿登録期間 : 令和5年1月から令和7年12月まで(3年間)

2 採用区分、職種、受験資格、名簿登録人数

試験区分	職種区分	受験要件(下記の要件を全て満たすこと。性別は問いません。)	名簿登録人数※
初級～ 上級共通	任期付職員 一般事務	・学校教育法に基づく高校(これと同等以上の学歴を含む)を卒業した人	1人 程度

※ 名簿登録人数は、令和5年1月上旬以降の育児休業取得見込職員数(6か月以上の育児休業期間がある職員)に基づく見込人数です。

※ 令和4年度多治見市任期付職員採用試験(7月実施)を受験された方は、受験できません。

任期付職員(育児休業代替)とは

- (1) 育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規の職員です。
- (2) 任期が定められていること、育児休業を取得できないこと等、一部の条件を除いて、給与、勤務時間、服務、休暇等の勤務条件は、任期の定めのない職員とほぼ同様です。
- (3) 試験の合格者は採用候補者名簿に登録され、職員の育児休業の取得に合わせて採用されます。
- (4) 名簿の有効期間は、登録の日から3年間です。ただし、名簿登録者の都合により採用できない場合は登録から抹消されます。
- (5) 任期は、代替される職員の育児休業期間(最長3年未満)により異なります。6か月以上育児休業を取得する職員の代替となりますので、任期は概ね6か月以上3年未満です。

※代替される職員が育児休業期間を延長又は短縮した場合、任期の延長又は短縮する場合があります。また、名簿の登録期間内であれば、他の職員の代替として再度採用される場合があります。

※職員の育児休業の取得状況等によって、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

※代替される職員の産前産後休業期間に、臨時的任用職員として先行して採用されることがあります。

3 欠格事項

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②多治見市において懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

2 試験の概要

1 試験の日時・会場・合格発表

試験区分	日時	会場	合格発表
筆記試験 口述試験	《筆記試験》 令和4年11月20日(日)	多治見市役所本庁舎	12月上旬
	《口述試験》 令和4年11月22日(火)	多治見市役所駅北庁舎	

※口述試験の日程及び会場は、受験人数などにより決定し通知します。

2 試験の内容

職種	試験科目	試験内容
任期付職員 全職種	基礎能力検査	言語面・数理面の基礎能力を問う検査(択一式)
	適性検査	対人能力やストレスに対する適応性などをみる検査
	口述試験	人物についての個別面接による試験

※次に該当する場合は、筆記試験(基礎能力検査及び適性検査)が免除されます(受験職種と同じ職種に限る。)

- ・令和2年度、令和3年度又は令和4年度の多治見市職員採用試験(任期の定めのない正規職員)の第1次試験を合格した人
- ・試験当日に、任期付職員採用候補者名簿に登録されている人
- ・試験当日に、任期付職員として勤務している人

3 試験結果の開示について

試験不合格者(本人又はその代理人)は、この試験の結果について開示請求をすることができます。開示を希望される方は、可否の決定日以降2週間以内に、受験票をお持ちになって多治見市役所人事課までお越しください。※開示内容は、当該試験の順位及び総合得点

3 受験の申込

申込期間	令和4年10月24日(月)～令和4年11月14日(月) ※必着 申込期間を過ぎて届いた申込書は無効となります。
申込方法	郵送で申し込みください。封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書して、書留又は簡易書留など確実な方法で郵送してください。
受付場所	多治見市役所 企画部人事課 (本庁舎4階) 〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 TEL 0572-22-1111 内線1421 0572-22-1394 (直通)
提出書類	(1) 多治見市任期付職員採用試験申込書 (所定の用紙、A4両面印刷で提出) 申込書に貼る写真は、上半身、脱帽、正面向、たて5.0cm、よこ4.0cmで申込前6か月以内に撮影したもの。 (2) 多治見市任期付職員採用試験エントリーシート (所定の用紙、A4両面) ※(1)(2)の様式は、 <u>ホームページからダウンロード</u> してください。ダウンロードができない方は、人事課窓口までお越しください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申込後、受験票を<u>申込書に記入されたメールアドレス宛てに電子データ(PDFファイル)にて送付</u>します。11月17日(木)までに届かない場合は、人事課までご連絡ください。 ※<u>申込の際、必ずパソコン又はスマートフォンのメールアドレスを入力</u>してください。 携帯電話会社が提供するメールアドレスは入力しないでください。 ・記載された内容に虚偽又は不正が判明した場合は、合格を取り消す場合があります。 ・提出された書類は、一切返却いたしません。 ・悪天候等により試験が中止になる際は、ホームページにてお知らせします。

4 その他

1 給与・福利厚生

(1) 初任給 (令和4年4月1日現在)

採用区分	初任給 (給料月額に地域手当を加算)
一般事務 (任期付職員)	約155,000円 (高校新卒の場合) ※最終学歴が異なる場合は、修学年数で加算される場合があります。 ※職務経験がある場合は、各々の初任給に別途加算される場合があります。

(2) 手 当

期末・勤勉手当 (ボーナス)、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、退職手当 等

(3) 福利厚生

岐阜県市町村職員共済組合加入 (健康保険・年金)

2 受験手続その他採用試験に関するお問い合わせ

多治見市役所 企画部人事課（本庁舎 4 階）
〒507-8703 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地
TEL 0572-22-1111 内線 1421 0572-22-1394（直通）
e-mail [jinji@city.tajimi.lg.jp](mailto:jinja@city.tajimi.lg.jp)
ホームページ <http://www.city.tajimi.lg.jp/>

採用試験案内、受験要項、合格発表等は、下記QRコードからご覧ください。



↑市採用HPはこちらから↑